

## 揖斐川町給水装置工事申請要領

- ◎ 揖斐川町の給水装置工事は、揖斐川町指定給水装置工事事業者が施工する。
- ◎ 同上の事業者は、給水装置工事の依頼があった場合、次の書類を順次役場又は各振興事務所へ提出してください。
  - ◇ 給水装置工事設計審査申請書 2部（図面等添付）
  - ◇ 設計審査手数料の納付
  - ◇ 給水装置工事申込書
  - ◇ 水道給水加入金の納付（上水道・各簡易水道・口径により異なります。）  
(納付金は現金でお願いします。)
  - ◇ 給水装置工事検査申請書 2部（図面等添付）
  - ◇ 工事検査手数料の納付
- ◎ 役場（上下水道課）或いは各振興事務所は、給水原簿、加入金の納入後、次の機器を支給します。

メーター器・メーターボックス・甲止水栓（φ13mmで加入の場合φ20×φ13）

- ◎ 給水装置工事について
  - ◇ 給水装置工事設計審査申請書にて、町が確認をしますが、主な点は以下のとおりですので、この点に十分注意して、施工をお願いします。
  - ◇ メーターボックスの設置箇所は、水道使用量のメーター検針に妨げのない箇所で道路より約1mとし、メーターボックスの設置高については、水及び泥がメーターボックスの中に入らないよう注意して施工してください。
  - ◇ 取出し部分・メーターボックス設置部分・舗装復旧の確認写真の提出をお願いします。
  - ◇ 水道本管より取り出す管は、ポリエチレン管を使用してください。
  - ◇ 水圧検査は、サドル分水からの水漏れの確認と甲止水栓までの水漏れの確認の2回行ってください。
- ◎ 給水装置工事の施主へのお願い
  - ◇ 給水申込（加入金納付）後、水道使用料（基本料金及び超過料金）の納付が2ヵ月毎になりますので、施主にその確認をしてください。

# 揖斐川町水道事業新規加入フローシート

給水装置工事設計審査申請書 2部提出（様式第7号）及び設計審査手数料

（添付書類）位置図、平面図、横断図、使用材料承認図  
使用資材一覧表（岐阜県建設工事標準仕様書参照）

給水装置工事設計審査結果通知（役場又は各振興事務所→施工業者）

給水装置工事設計審査申請書提出後、結果通知がおりるまで約1週間かかります。

給水装置工事申込書（様式第1号）及び加入分担金

このとき、量水器、甲止水栓及び、BOXを貸与します。

給水工事

現地にて、担当職員が水圧検査等に立ち会いますので、施工日又は、検査立会日を事前にお知らせください。

給水装置工事検査申請書 2部提出（様式第8号）及び工事検査手数料

工事完了後2週間以内に提出してください。  
（添付書類）工事写真、水圧検査写真、竣工図

給水装置工事検査結果通知（役場又は各振興事務所→施工業者）

（注） 指定工事事業者は給水装置工事ごとに次の事項に関する記録を作成し3年間保存すること。

- ①施主の氏名又は、名称      ②施工の場所      ③施工完了年月日
- ④主任技術者の氏名      ⑤竣工図
- ⑥給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- ⑦給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が、水道法施行令第4条に定める基準に適合していることの確認の方法及び、その結果。

揖斐川町指定給水装置工事事業者規程第13条第1項第6号

様式第7号（第14条関係）

給水装置工事設計審査申請書

揖斐川町長 様

年 月 日

申請者 住 所  
(指定事業者) 氏名又は名称

揖斐川町水道事業給水条例第8条第2項の規定に基づき、設計図を添えて次のとおり給水装置工事設計審査を申請いたします。

設計者氏名	揖斐川町指定工事事業者の指定番号	
施工者氏名	揖斐川町指定工事事業者の指定番号	
施行場所	(住所)	(施主名)
施行期日		
審査の結果	審査日： 年 月 日 承認番号：揖斐川水第 号 -	
	揖斐川町水道事業給水条例第8条第2項の規定に基づき、審査した結果、 施工を（承認・否認）する。  揖斐川町長	
特記事項 (指示事項)	施工箇所について、沈下等による地元の苦情があった場合には施工者にて対応すること。	

(添付書類) 位置図、平面図、横断図、使用材料承認図、使用資材一覧表、現場担当者の資格証明書等の写し

様式第8号（第15条関係）

給水装置工事検査申請書

揖斐川町長 様

年 月 日

申請者 住 所  
(指定事業者) 氏名又は名称

揖斐川町水道事業給水条例第8条第2項の規定に基づき、次のとおり給水装置工事検査を申請いたします。

設計者氏名	揖斐川町指定工事事業者の指定番号	
施工者氏名	揖斐川町指定工事事業者の指定番号	
施行場所	(住所)	(施主名)
施行期日		
検査の結果	検査日： 年 月 日 承認番号：揖斐川水第 号 -	
	揖斐川町水道事業給水条例第8条第2項の規定に基づき、検査した結果、当該工事を（合格・不合格）とする。  揖斐川町長	
特記事項 (指摘事項)	施工箇所について、沈下等による地元の苦情があった場合には施工者にて対応すること。	

(添付書類)工事写真、水圧検査写真及び竣工図（設計審査添付書類の平面図、横断図に朱書で可）